

接待・接触を伴う遊興施設の休業要請について

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部は、宮古島市や石垣市でのクラスター発生を受けて、先月、7月31日に発表した「沖縄県緊急事態宣言」の変更を行い、外出や休業要請等の強化を行いました。

変更内容は、次のとおりとなっています。

1. 感染拡大をさせないため、沖縄県全域において、不要不急の外出自粛を御願います。特に、多くの感染例がみられる会食や会合は控えてください。
2. 急速に感染が拡大している那覇市松山地域の接待・接触を伴う遊興施設について休業を要請します。また、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の同様の施設等についても、令和2年8月7日から20日までの間、休業を要請します。

以上が変更内容となっていますが、今回の変更は、宮古島市と石垣市において、クラスターが確認され感染が拡大していることから、両市における感染拡大防止策を強化しようといわれたものです。

宮古島市における外出規制については、これまで「可能な限り外出を控えて頂くよう御願います」という表現から、「不要不急の外出自粛を御願います。」という表現に改め、「会食や会合は控えてください」という表現を加え、外出規制が強化するという形になっています。

また、これまで、那覇市松山地域に限定していた接客・接触を伴う遊興施設等の休業要請を宮古・八重山地域にも拡大し、宮古島市西里及び下里地区にある接客・接触を伴う遊興施設等も休業要請の対象としています。

宮古島市・石垣市で休業要請の対象となる遊興施設は、接待・接触を伴う

遊興施設で、具体的には、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ、デリヘル等となっています。

休業要請の期間は、8月7日（金）から8月20日（木）までの2週間となっています。

休業の協力要請を受けて、要請の全期間を通して休業に応じて頂いた事業者を対象に協力金20万円が沖縄県から支給されることとなります。

また、宮古島市では、明日、8月6日（木）から市独自に「新型コロナウイルス感染症電話相談室」を開設します。

相談室は、月曜日から金曜日まで、午前9時から午後4時まで開設され、保健師や看護師等4人の職員が、新型コロナウイルス感染症に関する市民からの相談に応えることにしています。

聴覚に障害のある皆様からの相談についても、現在遠隔手話通訳による対応を準備しておりますので準備が整い次第、周知を図ってまいります。

沖縄県の緊急事態宣言の変更を受け、宮古島市民の皆様には、不要不急の外出自粛についてのご協力を御願いたします。

宮古島市で休業要請の対象者となる事業者の皆様にも、沖縄県の要請に応じて頂き、宮古島市における感染拡大防止にご協力頂きますよう御願いたします。

また、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部によりますと、本日の沖縄県全体における新たな感染者は、77人で、このうち宮古島市における新規感染者は、60代の男性1人となっています。

昨日の会見でもお伝えしましたが、今、宮古島市においては、新型コロナウイルスの感染に関する情報が溢れています。

特に、感染者の特定や感染者の差別、偏見を助長するような情報もネットやSNS等で拡散し、憂慮されるような状況も散見されています。

市民の皆様には、根拠のない情報に過敏に反応するのではなく、情報の信頼性を確認しながら、落ち着いて行動し、マスクの着用や手指消毒、3密の回避、外出自粛等の感染防止策に確実に取り組んで頂きますよう御願いたします。